（様式安定供給第１号）

補助金交付申請書（漏えい防止工事用）

２０２２年 月 日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　　　山 冨　 二 郎　　 殿

○脱炭素社会における燃料安定供給対策事業交付規程第９条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

１.申請者：申請給油所の運営者と所有者が同じ場合、「③.給油所の運営者」の欄に記入し、捺印する。

申請給油所の運営者と所有者が相違する場合、それぞれ双方の者が記入し、捺印する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①申請者(いずれかに○)(補助金の受給者及び管理者) | １．給油所の運営者(運営者と所有者が同じ若しくは賃借人) | ２．給油所の所有者(賃貸人) |
| ②申請者の法人番号(法人のみ：１３桁)※個人事業者は、記載しない |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③給油所等の運営者 | 住　　　　　　　　所(都道府県名から記入) | 〒 |  |  | ㊞ |
|  |
| 会社名又は名称及び代表者名 |  |
|  |
| 品確法登録番号(親番のみ、枝番の記載不要)(又は備蓄法届出番号) | － 第　　　　　　　　　号(石油販売業者の場合は備蓄法の届出番号) |
| 電話番号/ＦＡＸ番号 | ／ | 担当者名 |  |
| 企業形態の別 | １．中小企業者等 | ２．非中小企業(みなし大企業、協同組合、地方自治体含む) |
| ④給油所の所有者 | 住　　　　　　　　所(都道府県名から記入) | 〒 |  |  | ㊞ |
|  |
| 会社名又は名称及び代表者名 |  |
|  |
| 電話番号/ＦＡＸ番号 | ／ | 担当者名 |  |
| 企業形態の別 | １．中小企業者等 | ２．非中小企業(みなし大企業、協同組合、地方自治体含む) |

※法人番号の調べ方：次頁を参照。（検索結果は必ず申請書に添付して下さい）

●上記に掲げる申請者が、事業を廃止し若しくは事業を存続できなくなった場合等にあっては、他者(運営者及び所有者が異なる場合)が補助金の管理者等となることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付印（組合用） | 受付印（協会用） |

※本補助金を利用された事業者については、補助金交付情報が「ジービスインフォ」で原則掲載されます。

次ページに詳細を記載していますので、必ずご確認くだ

さい。

２．申請施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の品確法登録番号 | 　　－ 第　　　　　　　　　号（　　　　　　　）(石油販売業者は記入不要) |
| 施設名称 |  | 元売系列 |  |
| 施設所在地(都道府県名から記入) |  | 本会使用欄 |
| 地下タンク埋設年月日(年号は西暦で記載) | ① | 年　 　月 　　 日 | ② | 年　 　月　 　日 |
| ③ | 年 　 　月 　 　日 | ④ | 年　 　 月 　 　日 |
| 地下タンクの設置状況（総タンク本数） |  | 本 |  | 室 |  |

※小口燃料配送拠点での申請に関し、所有者及び運営者並びに所在地情報について、経済産業省　資源エネルギー庁にて補助金交付実績等を確認するため、ご記入いただいた情報等を使用いたしますので、ご了解ください。

３．申請事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 申請する事業の欄に○を付ける | １．内面ライニング施工工事 |
| ２．電気防食システム設置工事 |
| ３．精密油面計設置工事 |
| ４．統計学による漏えい監視システム設置工事 |
| 工事費用総額(補助金交付申請額) |  | 円(税抜) |
|  | 円(税込) |
| 施工業者名 |  |
| 工事対象地下タンク |  | 本 |  | 室 |  |
| 予定工期 | 　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |

●上記「２.申請施設」で他に申請する設備（該当する設備及び給油所等番号を丸で囲む。各給油所等において本申請含めて４つまでが上限となり、ローリーは1事業者1台が上限）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.ﾍﾞｰﾊﾟｰ回収設備 | 2.地下タンク等の入換 | 3.漏えい防止・早期検知工事 | 4.省ｴﾈ型洗車機 | 5.省エネ型ローリー | 6. ＰＯＳシステム | 7.ﾀﾌﾞﾚｯﾄ型給油許可ｼｽﾃﾑ | 8.灯油ﾀﾝｸ等ｽﾏｰﾄｾﾝｻｰ |
| 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① |
| 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② |

○法人番号の調べ方等

　　　①国税庁の「法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）」から検索。（１３桁：商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)ではありませんので、ご注意ください)

※検索結果は必ず申請書に添付して下さい。

②法人番号などを記載した書面を国税庁長官から通知されています(平成27年10月から通知を開始)。

【ジービスインフォについて】

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジービズインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

（※）ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス：[https://info.gbiz.go.jp/】](https://info.gbiz.go.jp/%E3%80%91)

（審査判定基準様式１）

年　　　　月　　　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　　山　冨　　二　郎　　　殿

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、運営者欄に記入。 |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、脱炭素社会における燃料安定供給対策事業交付規程第５条第３項各号に規定する下記の事項に該当いたしません。

申請日以降、補助金の交付を受けた会計年度が終了するまでの間にこの誓約書に違反することがございましたら、申請を取り下げる（既に補助金を受給している場合にあっては、直ちに補助金を返還する）ことを誓約いたします。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に従うことを承知の上申請します。

記

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

三　品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　国が行う石油製品の試買分析において、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について不適合があり、資源エネルギー庁又は経済産業局から当該油種の販売停止・自粛等の指示又は立入検査を受けた後も同一項目について不適合を出した者（申請の資格を有しない期間は、不適合を出した年度及び最後に不適合を出した翌年度から最初に不適合を出した年度の期間分とする）

五　品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から２年を経過しない者

六　品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者

七　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき策定された不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成２１年１２月１８日付け公正取引委員会）に基づく警告を受けた日から２年を経過しない者

八　不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

九　別紙「暴力団排除に関する誓約事項」各号に記載されている事項に該当する者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

十一　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年法律第４１号）に基づき策定された、総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成２５年９月１０日付け財務省）に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から２年を経過しない者

十二　補助金の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者

十三　経営の状況又はその他の理由によって、石油製品の供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も含む。）が困難と認められる者、その他補助金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業」という。）の実施において、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者

十四　揮発油販売業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前１３号のいずれかに該当する者があるもの

 以　　上

（審査判定基準様式２）

　　年　　月　　日

一般社団法人 全国石油協会

　　　会　長　　　　　　　　　殿

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、運営者欄に記入。 |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

誓　約　書

（暴力団排除に関する誓約事項）

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

（審査判定基準様式５）

年　　月　　日

資源エネルギー庁資源・燃料部

石油流通課課長　殿

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、運営者欄に記入。 |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

事業継続計画書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、脱炭素社会における燃料安定供給対策事業（以下、「当該補助事業」という。）の主旨に則り、下記の通り自社事業を適切に継続・運営し、脱炭素化社会に向けて地域のライフラインとして欠かせないガソリン、灯油等の石油製品の燃料供給を継続致します。

記

１．事業継続期間

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、当該補助事業の主旨に則り、当該補助事業の交付決定日を含む当該事業年度から８年以上にわたり、自社従業員およびその家族の安全を確保しながら、石油製品の安定供給を図り、自社の事業を適切に継続・運営します。

２．基本方針

①人命の安全（従業員・顧客）を最優先とします。

②自社の健全経営の維持・事業継続を図ります。

③地域社会の一員として、地域行政等との連携・協調のもと、公平かつ適切な燃料供給を行います。

④脱炭素社会に向けたＳＳの事業再構築を図り、石油製品の安定供給体制を確保します。

⑤災害時等においては二次災害等の防止に努め、安全かつ迅速な燃料供給体制を構築します。

３．脱炭素社会に向けたＳＳの事業継続に係る取組について（具体的に記載）

４．補助金適正化法に基づく適正管理

当該補助事業により取得した補助対象設備等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規定に従い適正に管理するとともに、財産処分制限期間内に財産処分を行う場合は必ず事前に（一社）全国石油協会に報告・承諾を得た上で財産処分を行います。

以上

［石油協会記入欄］

補助対象設備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①ベーパー回収設備 | ②地下タンク等入換 | ③漏えい防止対策 | ④省エネ型洗車機 |
| ⑤ＰＯＳシステム | ⑥省エネ型ローリー | ⑦タブレット型給油許可システム | ⑧灯油タンク等スマートセンサー |

補助対象設備等設置状況確認調査

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１回 |  | 第２回 |  | 第３回 |  | 第４回 |  |
| 備考 |  |

○補助金で取得した財産に関する申告書

　1.申請給油所について、石油協会が実施する補助金を活用して過去に所有者又は運営者が補助金の交付を受けたことがありますか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ①ある |  | ②ない |

2.上記の問いに「①ある」とご回答頂いた申請者は、以下に財産名称(補助金の事業名)を具体的に列記してください。

記載例：油面計(地下タンク漏えい防止規制対応推進事業)等

|  |
| --- |
| ① |
| ② |
| ③ |
| ④ |
| ⑤ |

3.上記の財産に関して、裏付けとなる以下の書類等をご添付ください。

・該当事業の額の確定通知書(交付決定通知書も可)

・資産台帳(個人事業主：減価償却費の計算)

＊上記以外でも、処分制限財産等であることが確認できる書類。

※脱炭素社会における燃料安定供給対策補助事業の申請に関して、上記の内容で申告し、処分制限に該当する財産等がある場合には、補助金の交付を受けた事業者が未経過期間の補助金相当額を貴会を通じて国庫に返納いたします。

　　年　　月

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (申請者)氏名又は名称及び代表者名 |  | ㊞ |

（審査判定基準様式３）

役　員　等　名　簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名(カナ) | 氏名(漢字) | 生年月日 | 性別 | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
| 【記入例】セキユ　ハナコ | 石油　華子 | Ｓ | 30 | 5 | 30 | Ｆ | 株式会社ゼンコク石油 | 代表取締役 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注：記入例は１行目をご参照ください）

・氏名(カナ)欄及び、氏名(漢字)欄の姓と名の間１マス空けて記載。

・生年月日欄（大正はＴ、昭和はＳ、平成はＨ、和暦表示はアルファベット、数字はアラビア数字）

・性別欄（男性はＭ、女性はＦ）

・会社名及び役職名(個人事業主にあっては身分)を記載

また、外国人については、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを、氏名欄にはアルファベットを記載すること

※本名簿についての個人情報は、本会が取扱う国庫補助金事業の交付目的以外に使用することはありません。